

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年9月14日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 バリー・オドワイヤー
(Barry O'Dwyer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、
ユージン・リュペール通り2 - 4番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽
同 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽
同 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

ブラックロック・グローバル・ファンズ（BLACKROCK GLOBAL FUNDS）（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるUSガバメント・モーゲージ・ファンド（US Government Mortgage Fund）（以下「サブ・ファンド」ということがあります。）（注）の投資方針等に関して、以下のとおり重要な変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

（注）サブ・ファンドの名称は、2021年9月16日付で「USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド（US Government Mortgage Impact Fund）」に変更されます。

2【報告内容】

（1）サブ・ファンドの投資方針等が、以下のとおり変更されます。

（注）変更箇所には下線を付しております。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

（1）投資方針

<変更前>

（前略）

該当ファンドの投資対象は、以下のとおりである。

（中略）

（ ）USガバメント・モーゲージ・ファンド

USガバメント・モーゲージ・ファンドは、高水準のインカム収益を追求する。USガバメント・モーゲージ・ファンドは、その総資産の少なくとも80%をアメリカ合衆国政府、その機関または下部機構が発行したまたは保証する譲渡性のある証券（ファニーメイおよびフレディマックにより発行されるモーゲージ・バック証券等政府抵当公庫（Government National Mortgage Association）（以下「ジニメ」という。）抵当証券および抵当権付貸付債券の集合体の持分権を表章するその他のアメリカ合衆国政府証券抵当証券を含む。）に投資する。USガバメント・モーゲージ・ファンドは、米ドル建の有価証券に投資する。

投資目的の一環として、サブ・ファンドは、投資格付の有無にかかわらず、ABSおよびMBSにその総資産の100%まで投資することができる。ABSおよびMBSは主に米国において発行され、証券化された資産は少なくとも1つの大手信用格付機関により投資適格と格付され、機関ABSおよびMBSはアメリカ合衆国政府と同じ信用格付を有する。これらには、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー、債務担保証券、不動産抵当証書担保債券、商業モーゲージ・バック証券、クレジットリンク債、不動産担保ローン投資、住宅モーゲージ・バック証券および統合債務担保証券が含まれる。ABSおよびMBSの裏付となる資産は、ABSの場合にはクレジットカード債権、自動車ローンおよび学生ローンのような、またMBSの場合には規定・認可金融機関から発行される商業モーゲージおよび住宅ローンのような、ローン、リースまたは債権が含まれる。サブ・ファンドが投資するABSおよびMBSは、投資者へのリターン増加のためレバレッジを活用することができる。一部のABSは、直接有価証券に投資することなく、クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブまたは様々な発行体の有価証券の実績エクスポージャーを獲得するようなデリバティブのバスケットの利用により構築される。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。

サブ・ファンドは、ABS、MBSおよび無格付証券に大きくエクスポージャーを保有することができ、投資者は、後記「3 投資リスク (1) リスク要因 特別リスク考察」に記載される該当リスク開示情報を参照のこと。

なお、USガバメント・モーゲージ・ファンドは、以下の投資ルールが適用される。

(中略)

欧州議会および理事会の規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。)

(中略)

() USガバメント・モーゲージ・ファンド

(中略)

ベンチマークの使用：サブ・ファンドは積極的に運用されており、投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有している。その際、投資顧問会社は、サブ・ファンドのポートフォリオの構築時にリスク管理目的でFTSEモーゲージ・インデックス(以下「本指数」という。)を参照し、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に照らしてサブ・ファンドが負うアクティブ・リスク(すなわち本指数からの乖離の程度)が引き続き適切であることを確保する。投資顧問会社は、投資対象を選択する際に本指数の構成銘柄または加重に拘束されない。また、投資顧問会社は、特定の投資機会を活用するために、独自の裁量を用いて本指数に含まれない有価証券に投資することができる。しかし、投資目的および投資方針に関する発行会社、保証人および信用格付の要件によって、ポートフォリオの保有銘柄が本指数から乖離する範囲が限定されることがある。本指数は、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するために投資者において使用するべきである。

< 変更後 >

(前略)

該当ファンドの投資対象は、以下のとおりである。

(中略)

() USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド

USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンドは、高水準のインカム収益を追求する。サブ・ファンドは、その総資産の少なくとも80%をアメリカ合衆国政府が発行しまたは保証する、社会および/または環境に有益な影響を与える譲渡性のある固定利付証券に投資する。

サブ・ファンドは、アメリカ合衆国政府、その機関または下部機構が発行しまたは保証する譲渡性のある固定利付証券(ファニーメイおよびフレディマックにより発行される投資顧問会社はその裁量により影響があるとみなす社会的および/または環境的影響にかかる特徴を有するモーゲージ・バック証券等政府抵当公庫(Government National Mortgage Association)(以下「ジニメ」という。)抵当証券および抵当権付貸付債券の集合体の持分権を表章するその他のアメリカ合衆国政府証券(田園住宅、プレハブ住宅、州の住宅金融機関が発行する住宅抵当証券および特注のモーゲージ・バック証券(以下「MBS」という。)抵当証券の影響を含むがこれらに限られない。)を含む。)に投資することができる。サブ・ファンドは、米ドル建の有価証券に投資する。

「インパクト」投資とは、財務リターンと平行して、有益かつ測定可能な社会的および/または環境的影響を生み出すことを目指す投資をいう。サブ・ファンドの投資判断は、投資顧問会社が魅力的なインカム収益を生む可能性があり、さらに社会および/または環境に有益な影響を与えると考える上記の固定利付証券を見極め、選択するための機関およびプログラム固有の調査に基づく。当該チームは、既存の住宅プログラムおよびイニシアチブを評価し、社会および/または環境への影響のレベルを判断し、プログラムまたはイニシアチブが住宅所有機会の増加、借主に対する救済、手頃な住宅供給の増加、および/または手頃な住宅クレジットの提供に対する障壁の低減をどのように支援しているかを明らかにする。投資顧問会社は、かかる分析を行うため、外部のESG

提供者、独自のモデルおよび各地の情報機関から提供されたデータを使用し、現場視察を行うことができる。

サブ・ファンドが投資する有価証券の発行体の90%以上がESG評価を取得しているか、またはESG目的で分析されている。サブ・ファンドは、ブラックロックEMEAベースライン・スクリーンを適用する。

サブ・ファンドは、投資格付の有無にかかわらず、ABSおよびMBSにその総資産の100%まで投資することができる。ABSおよびMBSは主に米国において発行され、証券化された資産は少なくとも1つの大手信用格付機関により投資適格と格付され、機関ABSおよびMBSはアメリカ合衆国政府と同じ信用格付を有する。これらには、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー、債務担保証券、不動産抵当証券担保債券、商業モーゲージ・バック証券、クレジットリンク債、不動産担保ローン投資、住宅モーゲージ・バック証券および統合債務担保証券が含まれる。ABSおよびMBSの裏付となる資産は、ABSの場合にはクレジットカード債権、自動車ローンおよび学生ローンのような、またMBSの場合には規定・認可金融機関から発行される商業モーゲージおよび住宅ローンのような、ローン、リースまたは債権が含まれる。サブ・ファンドが投資するABSおよびMBSは、投資者へのリターン増加のためレバレッジを活用することができる。一部のABSは、直接有価証券に投資することなく、クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブまたは様々な発行体の有価証券の実績エクスポージャーを獲得するようなデリバティブのバスケットの利用により構築される。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。

なお、サブ・ファンドは、以下の投資ルールが適用される。

(中略)

欧州議会および理事会の規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。)

(中略)

() USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド

(中略)

ベンチマークの使用：サブ・ファンドは積極的に運用されており、投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象を選択する裁量を有している。その際、投資顧問会社は、サブ・ファンドのポートフォリオの構築時にリスク管理目的で**ブルームバーグ・バークレイズ米国MBSインデックス**(以下「本指数」という。)を参照し、サブ・ファンドの投資目的および投資方針に照らしてサブ・ファンドが負うアクティブ・リスク(すなわち本指数からの乖離の程度)が引き続き適切であることを確保する。投資顧問会社は、投資対象を選択する際に本指数の構成銘柄または加重に拘束されない。また、投資顧問会社は、特定の投資機会を活用するために、独自の裁量を用いて本指数に含まれない有価証券に投資することができる。しかし、投資目的および投資方針に関する発行会社、保証人および信用格付の要件によって、ポートフォリオの保有銘柄が本指数から乖離する範囲が限定されることがある。本指数は、サブ・ファンドのパフォーマンスを比較するために投資者において使用すべきである。かかる投資戦略は、本指数と比較して、サブ・ファンドのユニバースを少なくとも20%縮小する。

(2) 当該変更の年月日

2021年9月16日